へ逃げていく保内町民を指をくわえて見送らねばならないことになる。問題を１０キロ圏にとどめて考えてもこのようなデタラメな状況がそのままに放置されている。

念のため、同市の原子力発電所等防災対策実施要綱を証拠で提出しておく（甲３４号証の２１）。見てわかる通り、Ｂ４用紙を二つ折りにしたものが６枚あるだけで、表紙の白紙分を除くと「防災対策実施要綱」そのものは４枚、８頁しかなく、手書きである。そこには、屋内退避や、市外住民の避難に関する指標もなく、飲食物摂取制限に関する指標も全く提示・掲載されていない。また、これらの措置に携わる応急対策員は誰であり、何人いるのか、その放射能防護をどうするのかについても、何一つ示されていない。これが４万３千人の生命を放射能被ばくから守るための「対策」なのである。１９９２年現在もこのままである。

（十七）被告の国が原発は安全と保証した。だから避難訓練はやらないと主張する伊方町

そして、右のようなオソマツ限りない原子力防災計画に加えて、この計画が実際に機能するかどうか、実効性があるのかを確認し、何よりも住民そのものの被ばくを未然に防ぐための、いわゆる避難訓練についても、本件２号炉立地町の伊方町は勿論のこと、全国のどこの原発立地町でも実施されたことはない。あるのは、机上の電話による連絡だとか、車を数台走らせてみるといった類いのものだけである。

美浜事故後、それまで右の訓練とはいえないものさえ、秘密で実施していた愛媛県は、昨年５月、大慌てで行政職員の強制動員で形ばかりのものを行ったが、これも、守られる対象となる住民は全く無縁のままになっているもので、単なる県のアリバイ作りのものでしかなかった（甲３４号証の２２の１、同２２の２）。

ちなみに、この時、被ばく治療名目で参加した医師は「事故が本当に起きれば、医師も残っているわけにはいかない。放射能のないところまで逃げなければならない」と言明しており、被災地での医療救援活動すら現状では、おぼつかないのが実態である（甲３４号証の２３）。

これが、被告が「万一の事故の際の避難などについては、別途に措置されている」と主張する原発立地現地の実態である。

（以下次号）

会計報告（’93.4/1～4/30）

収入	
会費	１２、０００
ニュース講読料	６０、０００
コピー代	２、５２０
計	７４、５２０
支出	
ニュース印刷代	３１、５００
郵送料	１０、８３４
振替手数料	４００
資料費	３０、０３０
訴訟打合せ旅費補助	２０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
ゼロックス・コピー料	２０、７９８
計	１２３、８６２
差引	－４９、３４２
積立金合計	２、１１９、５３１

伊方訴訟ニュース

第 237 号
1993年５月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

「核のゴミ」

伊方原発からも、まもなく六ヵ所村へ

さる３月３１日、低レベル放射性廃棄物専用運搬船「青栄丸」（４千５３トン）が、青森県の六カ所村から伊方原発に輸送容器６２個を搬入した。伊方原発内でドラムカンに貯蔵されている「核のゴミ」を、今年夏ごろから秋ごろに、六カ所村に開業した「低レベル放射性廃棄物埋設センター」に送るために。

現在伊方原発には、１号炉の運転開始以来２号炉の分も含め、放射能によって汚染された工具や衣料などが入れられた約１万２千本ものドラムカンが貯蔵されており、全収納容量の１万８千本分に近付いてきている。今回搬入された運搬容器１個には、ドラムカン８本が収納されるので、第１回分として、約５００本が六カ所村に向けて運び出される。

昨年末から、茨城県の東海原発を最初に、全国の原発から「核のゴミ」が次々と六カ所村に運び込まれている。最初の搬入の後、六カ所村に近い住民から送られてきたチラシには、次のように、住民の無念さが述べられていた。

「むつ小川原の港内から廃棄物を積んだトラックが出てくると、皆一斉にトラックの前に飛び出し、無我夢中でトラックを止めようとしました。それに対して、我々人間をゴミのように排除する警察官。次のトラックからは、体の大きな警備陣が私たちの前に立ちはだかり、手も足も出ず、悔しい思いをしました。

六カ所の人たちにとっては、一番大事にしていた自分たちの生まれ育った土地が、放射性廃棄物によって、はじめてけがされたのです。その無念の思いは計りようがありません。

原発が存在する限り、廃棄物は、どんどん出され捨てられます。放射性廃棄物との『共存』は、地元の人間に死ねと言っているも同じことです」と。

それだけではなく、１月２２日の２号炉訴訟法廷での國側石川証人への反対尋問でも明らかになったように、伊方原発から運び出される「使用済燃料」や核廃棄物の輸送の安全については、安全審査でも一切審査されないまま。多くの漁船が行き交う海域では、海難事故の危険も大きいというのに。日本海に「核のゴミ」を捨ててきたロシアの蛮行を非難する前に、やるべきことがある。

さる２月６日、ドラムカン２千６百本が運び出された福島原発では、地元の市民や東京などから駆け付けた人たちが「よそにまわすな！放射性廃棄物」の横断幕をかかげて、抗議の意志を表明し、３月８日には、浜岡原発でも同様の抗議行動が行われた。

石川証人第２回反対尋問の内容

（その３）

温排水の審査をやらなかったのは何故？

原告　温排水を安全審査の対象外にしたというが、温排水に含まれている成分は、火力発電所と全く同じということか？

石川　海の水が違わなければ、暖まって出てくるだけだから、成分は同じだが、原発では希釈廃棄された液体廃棄物が入っている。それについては審査しているが、温排水のなんでもかんでもは、やっていない。

原告　放射能が微量でも含まれているというのなら、原子炉固有では？

石川　海水が暖まることによる魚介類への影響については、確か、電調審というところでやっている。

原告　なぜ安全審査でやらなかったのか？

石川　安全審査は、原子力規制法にのっとてやり、原子炉固有の事項に限っている。

原告　そういうことを文章化するとか、法的な資料はないのか？

石川　記憶がない。

原告　ここで示した資料には、環境庁の中央公害対策審議会が、温排水について必要な知識が十分でないから温排水の規制基準が設定できないと指摘したり、原子力委員会の環境・安全専門部会が、温排水の環境に与える影響について、国が中心になって鋭意調査研究を推進するように勧告したりしているが、知っているか？

石川　この資料は、今日はじめて見たが、環境問題としてとらえてているので、原発の安全問題とちょっと違っている。

原告　海や川の汚染を取り締まるのは水質汚濁防止法だが、どうか？

石川　その法律は詳しくは知らない。

原告　それでは熱的影響の審査はどこで？

石川　電調審で審査しているはず。

原告　温排水の罰則については？

石川　放射性物質の放出については、きちんとしたルールがある。

原告　原発に付帯するほかの廃棄物については？

石川　技術的な意味が、よく分からない。

原告　塩素とか、いろいろあるだろう？

石川　塩素は電気分解で海水から作っているので、新たに海水に加えるのではない。

原告　この新聞記事は、火力発電所で、水質汚濁防止法に違反して塩素を垂れ流していても見逃されている、と報道されているが？

石川　伊方の安全審査とは関係ない。

原告　それでは、我々住民はどうでもええ、ということか？

石川　・・・・・・。

原告　温排水の環境破壊の規制は？

石川　当然、電調審でやっているはず。

原告　この新聞記事には、環境庁が温排水基準作りを急いでいるとあるが？

石川　全然関係していないことなので。

原告　１９８１年から、伊方原発沖で魚介類の大量死が発生しているが？

石川　知らない。

原告　現在までに７回も発生しているのに知らんとは。北海道では新聞に出ないのか？

石川　出ない。

原告　京都大学漁災研グループが、大量死の一因は原発からの大量の温排水と考えられると指摘しているが？

石川　そのことも知らない。

原告　本件安全審査に関わったというのなら、これぐらいは知っていてほしい。愛媛県の調査団も、３回目から、原発も調査の対象にしなければ、という見解を出しているが？

石川　そういうことまで知るはずがない。

原告　知ってもらわんといけん。地元の魚市場では売れなくなったりの騒ぎなのに。

石川　そういうことも知らない。

原告　こうしたことは、他の原発では？

石川　住んでいた東海村では、うわさとして、ときたま聞くが、真偽は分からない。

原告　うわさということでは、瀬戸内海のサメ騒動も温排水による温暖化が原因では、と皆言っているが？

石川　証言できるほどの知識はない。

原告　そういうことも考えてほしい。原子力委員会などは、原発周辺で起きた事件や災害の情報を収集しているのか？

石川　よく分からないが、安全委員会では当然、そういう情報を集めているのでは。

原告　ＴＭＩ事故のあとで、安全審査指針の見直しが行われたように、魚の大量死のような災害の場合も、そうしたことは行われないのか？

石川　もし、大量死が原発と明確な関連があるということになると、指針の見直しをする材料となるだろう。

原告　原子力機器の場合には、すぐ検討するのに、温排水ではすぐやらないのは、原因が明確でないからか？

石川　何年かに一度何かが起きたから、原発が原因ということにはならない。

原告　６０年来海で従事してきている人が原発ができるまではなかったと。

石川　私自身は、うのみにできないので証言できない。

原告　地元の住民が温排水の汚染調査をやっていることを知っているか？

石川　知らない。

原告　その結果を「技術と人間」誌に発表したのも知らないのか？

石川　見ていない。

原告　温排水中の放射能は計測しているというが、拡散の状態は？

石川　安全審査では、海の流れがどうなっているかという一般的な情報の説明はある。

原告　海底地形の模型は作っているのか？

石川　安全審査の範囲外だから、そこまでは。

原告　それでは、温排水についての海底の資料は全くないということか？

石川　全くないかどうか知らないが、やっていない。

原告　原発周辺海域の漁業権を放棄させるのはなぜか？

石川　一応、原発にかかわる一般的なトラブルを避けるため、と推測している。

原告　トラブルというのは原発の事故などのことを想定して？

石川　いや、漁船が入ってきて原発に影響を与えるといったこと。

原告　漁船がそこらに入るか？

石川　例えば、防波堤に人が来て落ちる、ということもあるかも。

原告　落ちるのは四電の職員ぐらい。漁業権を放棄させるのは、それだけ温排水の影響があるからでないのか？

石川　証言を差し控えたい。

原告　原子力委員会や通産省の人たちも、

温排水の調査研究が必要、と言っているのに、なぜ温排水が原発に固有でないのか？

石川　火力発電所と共通の問題だから。

原告　逃げているとしか思えないが、調査資料や研究を知らないのか？

石川　私はそのメンバーでない。

原告　安全委員会の人たちも当然説明すべきだと思うが。ところで、１９７１年に米国で出たカルバート・クリフス判決は？

石川　いや、覚えていない。

原告　他の行政機関が放射線以外の環境問題について判断している場合にも、原子力委員会は総合的に判断せよという判決だが。

石川　知らないので証言できない。

原告　電調審とは、何をするところで、その法的な権限は？

石川　原子力だけでなく、発電所の必要性と環境への影響を審議しているが、法的なことについては知らない。

原告　私も漁師だが、末長く漁ができるようにしてほしい。

石川　・・・・・。

原告　温排水の中に含まれているものは火力と同じか？

石川　復水器のパイプの材質が違うぐらいで違いがあるとは思えない。

原告　洗剤とか、塩素とか、有機スズとか、火力と同じか？

石川　指摘のような不純物が原発で入ってくるとは考えにくい。火力については知らないが。

原告　そのことを調べたことは？

石川　２号炉の安全審査ではない。

原告　洗剤や硫化銅などもあるのでは？

石川　洗剤は確かにあるだろうが、その他については知らない。

原告　温排水の環境への影響はまだ分かっていないのに、安全審査は見切り発車か？

石川　原子力固有のものでないから。

原告　温排水について科学的に解明されていないのに、原発固有のものでないとは？

石川　火力にも共通のものとして調査され全般的な原子炉の規制か、水質汚濁法のようなものになるか、基準作りはありうる。現在は、原子力に固有のものでないというこれまでの慣行に基づいてやっている。

原発従業員の事故時被ばくの審査は？

原告　伊方２号炉では、大体何人ぐらいの従業員が働いているか？

石川　約４００人ぐらいと思う。

原告　その人たちの被ばくについての審査は？

石川　原発内の放射線管理区域をどう作るかというところで、被ばくのルールが守られているかどうか、という形で審査している。

原告　事故時の安全については？

石川　避難道路の確保、照明の有無、それに最後までとどまる制御室の換気系のことなどを審査している。

原告　１号炉も含めると従業員の数は？

石川　約倍の８００人ぐらいでは。

原告　そのうち、制御室にいる１０人ぐらい以外の大部分の人たちのことについては？

石川　事故時といっても、事故発生の瞬間でなく、ある程度時間がたってから退避することもあるし、その必要のない時もある。

原告　そういうことは審査したのか？

石川　管理区域の中に、避難路があるかとか、事故通報システムについて審査した。

原告　災害評価のための重大事故・仮想事故の際には、周辺公衆については被ばくの審査をやっているが、従業員については？

石川　発電所内で避難がどれぐらいの時間で、どれぐらいのところで行われるか、といったことについては審査していない。

原告　その理由は？

石川　被ばくを十分に低くできるから。

原告　従業員より遠くにいる一般公衆については被ばく評価はやっているのに？

石川　敷地内にいても、避難などで被ばくを減らすことができるから、被ばくの細かい計算まではやっていない。

原告　原子炉の近くより遠くの方が多くの被ばくを受けるということか？

石川　一般的には、直接の放射線については遠くの人の方が少ないといえる。

原告　本件２号炉の安全審査報告書には、通常運転と機器の故障などの時には、一般公衆と従業員の両方とも放射線障害を与えないかどうか審査したとなっているのに、万一の事故時には、従業員のことが抜けている。その理由は？

石川　避難などによって「めやす線量」にくらべて十分低くできる、ということが分かっているので、あえて審査しなかった。

原告　その避難についての審査は？

石川　ケース・バイ・ケースなのでやっていないが、総被ばく線量が「めやす」より十分低いというぐらいの検討はやっている。

原告　そのことは議事録に？

石川　多分ないと思う。

原告　証拠はないということ？

石川　そう。

原告　敷地内の従業員については、避難が前提だから被ばく計算はしなくていい、という基準か指針はあるのか？

石川　それはない。審査員の知見でやっている。

原告　敷地内で１５００人ほど、定期検査時には２５００人もの人たちが働いているが、それらの人たちが重大事故や仮想事故時に、なんらかの被害をうけるような放射線は浴びないから安心しなさい、と言えない安全審査だということになる。　（以下次号に）

原告準備書面

大事故は必らず起こる
ー原子力災害から住民を守る審査を行わず
これを正当とした本件許可処分の違法性ー

（１９９２年２月１３日提出）
（その７）

はじめに

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

（二）万一の事故に際して、防災、避難計画等について、全く審査せず、それを正当として成された許可処分についての原告の指摘と主張。

（三）防災対策などは審査の対象ではないとして、災害対策基本法で別途措置されることになっていると主張する被告

（四）原子力災害と台風や地震の自然災害を同列にしている災害対策基本法および施行令

（五）被告は、放射能災害を法で「災害」と

認めているのに、放射能災害に対応する実効ある防災対策が策定されないことを知りながら、本件２号炉許可処分を行った。

（六）被告が自然災害と原子力災害の違いを認め、初めて原子力防災対策を策定したのは本件許可処分より３年２ヵ月後であった

（七）本件許可処分が成された時には、立地町の伊方町にすら、原子力防災計画は影も形もなかった。

（八）原子力の防災計画の整備を図り、万一の場合に備えて普段から準備が必要である－と、明記した原子力安全委員会報告書

（九）電力会社が歯牙にもかけない「一報告書」

（十）今度、こんな事故起こしたら若狭から出ていけ。

（十一）事故隠し、通報遅れ常習犯の本件２号炉設置申請者

（十二）労働者の大量被ばく、核燃料管損傷事故をヒタ隠しにした四電

（十三）百倍の放射能漏れでも運転強行が当たり前の四国電力

（十四）県への通報より、社長演説の準備が優先する四国電力

（十五）原発建設現場で相次ぐ死傷事故と通報遅れ

（以上は前号までに記載ずみ）

（十六）デタラメ限りない伊方町と周辺市町の原子力防災体制

－本件許可から５年近くすぎても放射線量計も防護マスクも防護衣も避難場所の汚染計測器も何もない有様－

右のごとく、単に国民や原発立地市町、住民の批判をかわすためだけとしか言えない被告の対応、「一報告書」によって、万一の事故に備えなければならないはずの原発立地市町村の「現場」は、目をおおうばかりのオソマツでデタラメな防災体制のままに放置されている。

すなわち、本件２号炉立地の伊方町の場合、先の（九）で示した通り、本件２号炉許可処分の時点において、「原子力防災計画」という字句すら用意されていなかったのであるが、許可より４年９ヵ月も後に、被告の示した「一報告書」にもとづいて作成された「伊方町原子力防災計画」なるものを見ると、その恐るべきデタラメぶりが一目瞭然でわかる。以下に同計画の「防護資機材の整備及び整備計画」（同書４頁）のコピーを示す。

防護資機材の整備状況及び整備計画

種　類	現　有	計　画	計	現有資機材の所有管理形態
ポケット線量計				
広報車用（10人）	5	5	10	町　有
環境部用（20人）		20	20	
消防部用（885人）		885	885	
アラームメータ				
広報車用（5台）	2	3	5	町　有
環境部用	1	4	5	〃
防護マスク				
広報車用（10人）		10	10	
環境部用（15人）		15	15	
消防部用（10分団×20人）		200	200	
空気呼吸器				
広報車用	5		5	町　有
防護衣				
広報車用（10台×2人）	10	10	20	町　有
災害対策本部（407人）		407	407	
TLD				
災害対策本部（407人）		407	407	
フイルムバッチ				
調査班	8		8	四電有・役場配備
ベータ線用汚染サーベイメータ				
避難施設用（10ケ所）		10	10	
アルファ線用汚染サーベイメータ				
避難施設用（10ケ所）		10	10	
放射能除染資材				
避難施設用（10ケ所）		10	10	

上の表から明らかなごとく、この防災計画が制定された時点において、伊方町において

は原子力災害時に、住民の避難誘導にあたるとされている消防団員３３５人に対するポケット線量計は１台もなく、同２００人分必要としている防護マスクもゼロ、災害対策本部員４０７人分が必要とされている防護衣も１枚もなく、避難施設に設置する必要があるとしている汚染サーベイメーターも、放射能除染機材も皆無という状況である。結局、災害時に消防団員らに必要と考えられている防護資機材１４４６点のうち、実際に備えられているのは２１点にすぎない。

この防災計画が制定・告示された８１年１２月という時期は、１号炉が初臨界、即ち、原子炉内での核分裂反応が始まってから、既に４年と１０ヵ月がたっており、本件２号炉も既に、この年の７月３１日に初臨界に達し、原子炉の運転が行われている時である。災害対策法で原子力災害時での避難への備えを義務づけているのなら、この状況は、まさしく違法状況である。

勿論、避難誘導にあたるとされている消防団員や本部要員についてすら、このような状況なのであるから、原子炉規制法でいう「公衆」の住民には、何一つの放射能防護資機材も備えられていないのは自明のことである。Ａ４版１９１頁のこの防災計画書は、ただの紙きれである（甲３４号証の１９）。

伊方町同様に、事故の際に避難の対象となる隣接町の保内町においては、先の放射能防護資機材は前項目に亘ってゼロという状況である。そればかりでなく、なんと、整備する計画すら持っていない（甲３４号証の２０）。Ｂ５版４１頁の、この薄っぺらい原子力防災計画書には、被告ら原子力安全委員会の報告書で必要と示している「避難経路用の図面」さえ作成、掲載されていない。

原子炉から１０キロ圏内に行政区域の西側の住民が含まれている保内町の南東部に隣接する八幡浜市は、当時人口４万３千人で、人口の過半数が居住する市街地は、原子炉から１１キロ～１２キロの範囲に含まれる町である。同市は、万一の事故時には伊方町の住民が避難する地区となっている。なお、先の保内町住民は、八幡浜市の東側にある大洲市へ避難することになっている。そして、同市は、万一の事故の際は、市民は最悪の場合でも屋内退避ですませることになっている。同市の原子力防災計画に忠実に従えば、市民の頭上に伊方住民や保内住民と変わらない放射能が降り注いだとしても、どこへも逃げることにはならない。なぜなら、逃げる避難施設は市外にはどこにも用意されていないからであり、仮に個人的に逃げ出しても、それは“勝手な”行為であるから下手をすれば警察や自衛隊によって連れ戻されるか、うまくいっても山中に野宿する羽目になるだろう。

チェルノブイリ原発事故では、政府公認の避難住民でさえ、汚染地域からきた人間として、家屋に立ち入ることを拒まれたケースもあった。日本ではどうであろうか。また、原告の中にも八幡浜市民でありながら、１０キロ圏内に居住地がある者もいる。この原告らの場合、万一の原発事故の際、同じ１０キロ圏にいながら、原子力防災計画が単に行政区域別に作成されているということで、保内町の住民は行政公認の上で公的避難助成を受けながら八幡浜市の向うの町へ逃げていくのに、八幡浜市民であるが故に、避難しようにも何らの公的避難の手立てはなく、自力で防災計画を「犯して」逃げるか、あるいは、大洲市